
令和5年大和町議会予算特別委員会会議録（第5号）

令和5年3月14日（火曜日）

応招委員（17名）

委員長	千坂博行君	委員	今野善行君
副委員長	門間浩宇君	委員	渡辺良雄君
委員	穴戸一博君	委員	千坂裕春君
委員	児玉金兵衛君	委員	藤巻博史君
委員	佐々木久夫君	委員	堀籠日出子君
委員	佐藤昇一君	委員	馬場久雄君
委員	今野信一君	委員	大須賀啓君
委員	犬飼克子君	委員	槻田雅之君
委員	馬場良勝君		

出席委員（17名）

委員長	千坂博行君	委員	今野善行君
副委員長	門間浩宇君	委員	渡辺良雄君
委員	穴戸一博君	委員	千坂裕春君
委員	児玉金兵衛君	委員	藤巻博史君
委員	佐々木久夫君	委員	堀籠日出子君
委員	佐藤昇一君	委員	馬場久雄君
委員	今野信一君	委員	大須賀啓君
委員	犬飼克子君	委員	槻田雅之君
委員	馬場良勝君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	浅 野 喜 高 君	上下水道課 課長補佐	千 坂 伸 君
都市建設課長	亀 谷 裕 君	上下水道課 経営企画係長	田 中 きみえ 君
都市建設課 専門 監	佐々木 哲 郎 君	上下水道課 施設整備係長	武 藤 幸 泰 君
都市建設課 課長補佐	浪 岡 宜 隆 君	上下水道課 主 幹	高 橋 信 行 君
都市建設課 副 参 事	松 川 貴 俊 君	税 務 課 長	小 野 政 則 君
都市建設課 総 務 係 長	赤 間 覚 君	税 務 課 徴収対策室 室 長	村 田 充 穂 君
都市建設課 建設係長	鈴 木 翔 太 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
都市建設課 都市整備係長	逢 坂 孝 徳 君	会 計 課 課 長 補 佐	阿 部 友 紀 君
上下水道課長	野 田 実 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人	主 事	浅 野 真 琴

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

委員長（千坂博行君）

皆さんおはようございます。

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査は、お手元に配付の審査日程により進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、限られた時間の中での質疑応答となりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いします。

審査に入る前にあらかじめ申し上げます。

質疑に当たっては簡潔明瞭に分かりやすく、また答弁においても同様をお願いいたします。

これより審査を行います。

審査の対象は、都市建設課、上下水道課です。

各課の出席職員については、昨年9月の決算特別委員会以降、関係する職員の異動がありませんので、職員紹介は省略させていただきます。

説明が終了していますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。2番児玉金兵衛委員。

児玉金兵衛委員

おはようございます。

それでは、両課に1点ずつお尋ねいたします。

まず、都市建設課です。7款2項4目、予算の説明書でいくと78ページに当たります交通安全施設整備事業費です。歩道のグリーン舗装、14節工事請負費の中の予算立てと、それから令和5年度中の施工予定箇所をご説明ください。

上下水道課です。同じく説明書の中の284ページ、令和5年度大和町水道事業会計予算実施計画内訳書の中の2目受託工事収益の中の備考欄に、吉岡上町信号機更新に伴う配水管移設工事負担金とあります。この工事内容を、どのようなものかご説明ください。

以上、2点お尋ねします。

委員長（千坂博行君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

児玉委員のご質問にお答えいたします。

まずグリーンベルト、歩道部分の表示の部分でございます。車道と歩道が区別されない道路に、路側帯の歩行スペースを確保するものとしたしまして表示の施工をしているものでございまして、最近令和4年度につきましては町道の中町線に施工しているものでございまして、施行後小学生の生徒さんをはじめ歩行者の皆様にご利用いただいているものとなっております。

来年度につきましては町道の杜の丘一丁目9号線、こちら現在引いてはございますが、利用されているところの表示のほうが薄れてきているということもございまして、そちらの部分につきましてはの再施工というような形を考えてございます。

もう1点につきましては町道の中町下町線、こちらにつきましては西側の部分、県道の升沢吉岡線から下町までの区間につきましては施工してございますが、東側の部分につきましてはまだ未施工となっておりますので、東側の部分、県道から予定ですと権現堂線あたりまでの延長と、それに西側の部分、ちょうど七十七銀行の手前辺りがこちらについても薄れてきているところでございますので、その部分につきましては施工するものとしてございます。

以上でございます。

委員長 （千坂博行君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 （野田 実君）

おはようございます。よろしくお願いたします。

児玉委員のご質問についてお答えいたします。

吉岡上町信号機更新に伴う配水管移設工事の負担金につきましては、今現在吉岡の大和タクシーの前の県道にございます信号機につきまして、かなり劣化しているということで、危機対策室のほうで宮城県の公安委員会のほうに協議をしております、信号の移設の話となりまして、それに伴いまして今現在北西部にある信号機を南東部のほうに移設するに当たりまして、その箇所には町の水道管・DIP（ダクタイル鋳鉄管）の100ミリが入っております、その箇所につきまして設置するに当たりまして一

度配水管の移設工事をするに伴います工事の負担金となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（千坂博行君）

児玉金兵衛委員。

児玉金兵衛委員

では、再質問いたします。

都市建設課、来年度も引き続きということで、理解いたしました。路側帯、交通安全施設整備に関連しまして、追加でちょっとお尋ねしたいんです。今回、私の一般質問でもございました「にぎわい創出事業」、新機軸というか新展開を見せまして、歩行者等の交通の安全確保を目的とした歩道も含めた道路整備方針に、令和5年度は取り組むとあります。都市建設課は非常に関連性が高い、庁内で再検討するということですので、皆さん課長さんたちで知恵を絞り合いながらということだと思っておりますけれども、現時点での来年度に向けた都市建設課の課長としての所感をお尋ねいたします。

上下水道課に関しては、了解いたしました。信号機の交換だけでなく、その下を通っている水道管もということですね。追加でお尋ねします。その時期を教えてください。

委員長（千坂博行君）

亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

児玉委員さんの再質問にお答えします。

まず1点目です。すみません、訂正させていただきますが、もう1か所で鶴巣地区の大平下と中地区にございます幕柳大平線、こちら新最終処分場といたしましても施行するものとなってございますので、すみません、追加させていただきたいと思っております。

再質問につきましてお答えいたします。

吉岡地区の道路整備方針等の策定業務、こちらはまちづくり政策課のほうで来年度整備を進めていくものとなってございますが、中身は町道権現堂線から吉岡宿の本陣

案内所までのエリアの中で、面整備を伴います道路や歩道の整備も含めます検討をしていくというようなことですので、県道の升沢吉岡線、こちらは先ほど言ったグリーンベルトとかも引いてございますが、そちらを含み権現堂線までということ、中町下町線も含めますのでそちらについての整備、当然グリーンベルトということで今やりますけれども、歩道も含めたという形でございますので、いろいろ諸課題はございます。関係者様・地権者さんがいますので、そういった方々のご意見も伺わなければならないのかなということもございますし、面的に進めるというようなまちづくり政策課のほうのお話でございますので、都市建設課といたしましてもそこと横の連携をしながら、安全・安心な道路整備に努めてまいりたいと考えてございますので、その辺はよろしく願います。

以上でございます。

委員長（千坂博行君）

野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

児玉委員の再質問についてお答えいたします。

工事の時期につきましては、信号の発注につきましては宮城県の公安委員会のほうで発注に当たりまして、発注しましたらうちの危機対策室を通しまして協議がございますので、それに伴いまして既存の水道管の敷地等の現地を確認しまして、信号機の工事に併せまして早急に対応するようにしたいと思っております。

以上でございます。よろしく願います。

委員長（千坂博行君）

児玉金兵衛委員。

児玉金兵衛委員

都市建設課のほう、見通しはよく分かりました。

今日は副町長いらっしゃっているので、副町長にも重ねてお尋ねいたします。今の道路整備方針、町なかの中心市街地の道路整備・安全対策含めてなんですけれども、まず子供たちが保護者や地域の方たちにしっかり見守られて、笑顔で通学すること自体がにぎわいの第一歩だし、今にぎわい創出で明るみになった様々な懸念、そ

れにしっかり対応していくのが、それがそのまま町と住民との信頼関係につながって、住民参加のまちづくりが実現できると思います。

「各課連携して」と、今亀谷課長からコメントをいただいたんですけれども、副町長もそれをしっかりまとめていただいて、町長と一緒ににぎわい創出事業・政策をしっかり各課連携して推進できるように、応援していただきたいと思います。一言いただければ。

水道課に関しては、よく分かりました。時期も含めてそれを待つ状態ということで、令和5年度中に、よく分かりました。

委員 長 （千坂博行君）

副町長浅野喜高君。

副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、児玉委員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

旧市街地の整備につきましては、にぎわいの関係で町民の方々との懇談会、あるいはグループの討議等で一番歩道とかの安全性にもっと配慮して、早めに児童生徒あるいは利用者の安全対策が一番課題ではないかというご意見がございましたので、全体的にあの辺の道路整備の計画も今回併せて、にぎわいも含めて道路計画も併せて行って実施設計等に基づいて各課で関係課と一緒に協議をしながら、より良い道路整備等に努めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

委員 長 （千坂博行君）

ほかにございませんか。7番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

それでは、私から都市建設課に1点お尋ねをいたします。

説明書でいうと81ページの7款5項2目1節子育て支援住宅建設、及び主要な施策でいうと7ページになるものですが、中途でお家を建てて出て行かれるケースがこれまで何件ぐらいあったか、まずお尋ねをいたします。

委員 長 （千坂博行君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

馬場良勝委員のご質問にお答えいたします。

子育て支援住宅は現在4地区、吉田・落合・鶴巣・宮床の4地区に33戸ほど建ててございまして、家を建てていった方というのは1名いらっしゃいます。

以上です。

委員長 (千坂博行君)

馬場良勝委員。

馬場良勝委員

本当はもう退去された方というか、途中で退去された方の数をお聞きしたかったんですが、もう2回目なのでちょっとあれなんです、政策目的でいうと児童数の維持と一部定住誘導というのも入っているんですね。せっかく子育て支援住宅に入ったのに、途中で出ていったということは、その子はもう小学校には来ないんです。鶴巣・吉田の各地区にお家を建てれば別ですけど、私が聞いている範囲では違うところにお家を建てて退去されるケースが大分ある。この辺、どのように都市建設課としてこの状態を捉えているか、お尋ねをいたします。

委員長 (千坂博行君)

亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

馬場良勝委員の再質問にお答えいたします。

まず、子育て支援住宅の入居募集時でございますが、こちらにつきましても申込みする際は必ず事前に窓口等で相談の上で提出していただくということになってございまして、説明もなしに申込書を提出するということではなくて、その際については当然子育て支援住宅の目的やあとは入居資格等についてもお話させていただいているところでございます。その後、その方が入居決定とかなりました時点につきましても、同様に町での施策等でやっています子育て支援住宅ですので、民間等のアパートとかとは違うというような目的についても再度ご説明し、ご理解いただいた後に入居いただ

いているというふうになってございます。

しかしながら、今お話しした方のほかにも、やはりご家庭のご事情で退去なさった方がいらっしゃると思います。中には、入居資格等に該当しなくなるということで退去なされた方もございますが、家を建てた方というのは入居資格がまだ残っている方でございますので、今いる方々についても年1回程度、新年度になった場合につきまして入居者に対して目的、趣旨、あと生活する際の注意事項等についても「お知らせ」という形ではございますが「お知らせ」で通知しているところでございますので、今後につきましても理解といたしますかその辺についてお話ししながら、説明してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（千坂博行君）

馬場良勝君。

馬場良勝委員

本年度建築はありませんから、その辺理解していただかないと、じゃあ何のために子育て支援住宅事業というかをやっているのとなりますよ、何億円もかけて。ですから今年度、しっかりといま一度要綱等も見直してやっていかないと、全然合致しなくなってくるのはとくにご存じかと思えますけれども。学校にとっても抜けてしまうので、予定がずれるんですよね。同じ世代の子が入れば別ですけれども、そこはしっかりとやっていただきたいし、遠くの目標に定住というのもありますから、私は学校維持だと思っているんですけれども、この辺は共通の認識だと思うんですが。

しっかりとやっていかないと、そういうことが繰り返されるのであれば、全然学校維持の目的に合致しないので、今年度しっかり課の中で、もちろん町としても町全体の課題として共有していただかないといけないと思いますので、しっかり取り組んでいただきたい。ご答弁を求めます。

委員長（千坂博行君）

亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

馬場委員の再質問にお答えいたします。

もっともなご意見だと考えてございます。やはり学校維持というのも一つの目的でございますので、資格条件につきましても地元の小学校等に入っていただくというのも当然入ってございますので、その目的についてもご理解いただきながら説明を年1回のお知らせじゃなくて、住宅等でお会いした際とかについてもお話をさせていただきながら、強制的に「出ていくな」というのはご事情もございますのでその辺も理解しながら、理解度っていうんですかを深めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

委員長（千坂博行君）

ほかにございませんか。3番佐々木久夫委員。

佐々木久夫委員

私から、上下水道課に3点、そして都市建設課に2点質問させていただきます。

1つは上下水道課に。下水に関して、企業債権を毎年3億5,000万円ほど払っておりますね。これ、毎年変わらないですか。260ページ、支払いの2で企業債返還でございます。これは、毎年変わらない返還ですかというのと。

同じく289ページ、水道でございます。これも6,000万円ということでございますので、ここら辺の企業債の返還大変でしょうけれども、今後も同じような金額が続くのかどうかお聞きしたいと思います。

あと、もう1つは289ページ給水車、令和5年7月納入ということであります。それで、これに乗る自動車の免許という話で、前に補助金が欲しいという話が出ました。取った方が何名かおいでだったと思いますけれども、そこら辺とあと古い給水車をどのように扱うかお知らせください。

都市建設課には、2款1項1目18節期成同盟会、結構ありますよね。4号線の建設促進、これの負担金という話でありますけれども、負担金だけなのか。それとも、会議があるのかどうか。どのような会議をされているか、お知らせください。

あともう1つ、同じく77ページの都市建設課37款1項1目、同じく14節工事請負、舗装という話でありました。この舗装についてですけれども、長寿命化が大切だと思います。それで、舗装の耐用年数は何年ということで設計されているか、それをお聞きしたいと思います。

以上です。

委員長（千坂博行君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、佐々木久夫委員のご質問についてお答えいたします。

まず、初めに第1点でございます。260ページの下水道の企業債の償還でございますが、こちらにつきましては元利均等債ということで平等な金額で借りておりますので、ほぼこの金額で変わらない形になるかと思えます。

あと、2点目の289ページの水道につきましても同じ形で企業債を借りておりますので、金額的にはほぼ同じ形になるかと思えます。

あと、3点目の給水車につきましては、免許のほうの要項を昨年度つくりまして、上下水道課の中で資格の講習関係に行きまして、1名取得しているような状況となっております。

給水車につきましては、今現在製作中の給水車が今年の7月に完成予定となっております。今までの給水車につきましては、今年払下げのほうが決定的にございまして、実際業者のほうで古い給水車を持って行って、払下げが完了しているような状況となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（千坂博行君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは、佐々木委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、7款1項1目土木総務費の18節負担金、補助金及び交付金の中身でございますが、県の道路協会ほか10同盟会ございまして、こちらの日本道路協会につきましては負担金だけになってございますが、そのほかにつきましては総会等の会議等が開催されているという形になってございます。

続いて舗装の件でございますが、設計につきましては設計の年といたしまして、10年ということで設計のほうをしてございます。

以上でございます。

委員長（千坂博行君）

佐々木久夫委員。

佐々木久夫委員

水道課の現況ですけれども、1人だけでは駄目で、ほかから応援をいただくという話を前も聞いたような気がするんですけれども、同じ役場の職員になると思いますけれども、ここら辺もしっかりとやっていただきたいという報告を1つと。

あとは、総会に出席しているということであるので、安心しましたんですけれども、単なる負担金ではなかなか工事のほうが進まないというような感じでおりますので、4号線も含めまして457、今後もしろいろな形で会議に出席していただき、それで要望等をしっかりやっていただきたいと思います。これは終わります。

それで、舗装の長寿化について10年ということの回答いただきました。果たして、10年もっているでしょうか。パトロールしながら見ていると思いますけれども、例えば二、三年でほとんど割れているところが結構あります。それで、もう少し大切にしたいのは、舗装をかける前の地盤というか路盤を含めまして路床の支持力、ここら辺まで徹底してやるか、または交通量によっては舗装安定処理をやる。2層にすれば、大分違うと思います。

というのは、今融雪剤があるので、1か所割れてしまうとバンバンバンバン割れていくような感じでありますので、そこら辺設計の段階でしっかりやっていただきたいと思います。そこら辺を含めまして、課長にもう1回答弁をお願いします。

委員長（千坂博行君）

野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

佐々木委員の再質問についてお答えいたします。

給水車の免許取得につきましては、上下水道課で1名追加しましたが、委員おっしゃるように庁舎内というか役場内につきましては、給水車の運転可能な免許を取得している方がいますので、緊急時・災害時につきましてはその辺の方に応援をお願いする形ではありますが、今後令和5年度以降につきましても内部で免許の研修等に参加しまして、上下水道内部でも運転できるように今後検討したいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（千坂博行君）

亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

佐々木委員の再質問にお答えいたします。

道路の舗装の件でございますが、舗装する際については現物をコアカッターで抜いて、その状態を確認しながら施工のほうを進める、来年度についてはそちらの形で考えてございます。

最初の道路工事、路盤も含めて全部舗装までというのが10年、ただN5というのは相当大型の交通量が増えるというか、大きい路線については当然20年というものもやっておりますので、通常だと10年ですけれども、そういったイレギュラーというか大分大きいところについては20年で設計しているものもございまして、その辺は使い分けしながらやっております。

今後につきましても、もっとコアで抜いて全部下までいっているというような形になれば、当然下まで掘って確認するというのも方法でございまして、そういったことも含めながら今後進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長（千坂博行君）

佐々木久夫君。

佐々木久夫委員

水道課については分かりました。

もう少し、舗装についてなんですけれども、前の課長さんだかが「壊れている部分だけ切削して、そして上に舗装をかけるだけ」という話を聞いたことあるんですよね。何でかという、「金がかからない」というようなお話がありました。こういうのは、果たして金のかからない舗装ですぐ壊れるものがあるのか。それともしっかりやって長寿化したほうがいいのか、それは今後いろいろと検討していただいでやっていただきたいと思っておりますので、そこら辺最後によろしく申し上げます。

委員長（千坂博行君）

亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

佐々木委員のご質問にお答えいたします。

切削というのは、2層とか舗装が厚い部分で表面が割れて下までいっていないというような形であれば、そういった工法もあるようにはなっています。今後、それを強化する形で補強材とかじょく層というものがございまして、それを敷きながら舗装をかけるという新しい工法もございしますので、費用対効果も含めながらで工法等についてもいろいろ検討しながら、保守または施工のほうをしまいにしたいというふうを考えてございますので、よろしく願いいたします。

佐々木久夫委員

終わります。

委員長 （千坂博行君）

ほかにありませんか。

ほかにないようですから、これで都市建設課、上下水道課の所管する予算についての質疑を終わります。

大変お疲れさまでした。

この後の審査について、事務局長より連絡があります。

事務局長 （櫻井修一君）

この後の審査につきましては、休憩を挟み10時45分から行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 （千坂博行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査に入る前に、あらかじめ申し上げます。質疑に当たっては簡潔明瞭に分かりや

すく、また答弁においても同様にお願いします。

これより審査を行います。審査の対象は、税務課、会計課、議会事務局です。各課の出席職員については、昨年9月の決算特別委員会以降関係する職員の異動はありませんので、職員紹介は省略させていただきます。

ここで、税務課より説明があります。税務課長小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

おはようございます。

本日は申告の繁忙期ということで、出席を予定した係長以下の職員について申告事務のほうに従事させていただきまして、特別委員会につきましては私と村田室長の2人で対応させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 （千坂博行君）

説明が終了していますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。7番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

それでは、税務課さんに1点お尋ねをします。

説明書の14ページでいいかと思うんですけども、1款2項1目の固定資産税の中の現年課税分で、償却課税標準額というところに農業用ドローンとかラジヘリというのは含まれているのかどうか、まずお尋ねをいたします。

委員長 （千坂博行君）

税務課長小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

馬場委員のご質問にお答えさせていただきます。

固定資産税には、土地と家屋とあと事業用に供する資産ということで、機械等にかかるものについて固定資産税が課税されております。その中に、事業用に供するということで当然ラジヘリやドローンについても、事業用に供するものについては課税対象となります。よろしいでしょうか。

以上でございます。

委員長（千坂博行君）

馬場良勝委員。

馬場良勝委員

その場合の課税基準は何を基準というか、重さなのかそれとも排気量なのか、その辺どうなっているかお尋ねいたします。

委員長（千坂博行君）

小野政則君。

税務課長（小野政則君）

償却資産につきましては、その事業に要する資産の合計額が150万円を超えると課税になりまして、合計額で150万を超えなければ課税にはならないという制度となっております。

すみません。追加でございます。取得価格と、あとその減価償却で減価された価格になってきまして、その合計額が150万円を超えるか超えないかというものでございます。

委員長（千坂博行君）

馬場良勝委員。

馬場良勝委員

おおむねラジヘリ・ドローンはこの金額を超えてくるかと思うんですけれども、例えばそれよりも安価なやつとかっていう場合には、合計が150万円にいかない場合は課税されないという理解でいいんですよね。ということは、持っていても課税対象になってないドローンとかラジヘリがある場合もあるという理解でいいのかどうか、お尋ねします。

委員長（千坂博行君）

小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

委員のおっしゃるとおり、減価された価格で合計で、1体1体ではなくて合計で150万円を下回れば課税されないというものでございます。

委員長 （千坂博行君）

ほかにありませんか。17番槻田雅之委員。

槻田雅之委員

私からは1点、2項目について、税務課または徴収対策室に質問いたします。

内容は、予算に関する説明書の14ページの滞納についてでございます。歳入の1款1項町民税約725万円、あと1款2項固定資産税1,000万円等についてなんですが、この滞納額なんですけれども、大和町人口比から見た場合、他の自治体と比べて滞納者数が多いか多くないか。その辺、課長としての所感をちょっとお聞きしたいなと、どんなものものか、うちの大和町としての滞納額。

あと2点目ですけれども、滞納者に関しましては多分徴収マニュアルとか、そういうものがあるのかないのか。庁内にあるのかないのかと、徴収教育というんですか、講習会なりそういうのに参加しているかどうか。あとは、県全体でそういうような講習会があるのか、お聞かせください。

委員長 （千坂博行君）

税務課長小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

滞納額の関係でございます。滞納額については、徴収のほう大変頑張っておるんですが、現年のほうにつきましては昨年度より徴収率はよくなっております。ただ、委員おっしゃったとおり滞納繰越分につきましては、前年度よりもう少しかなというところではございます。

相対的に多いかどうかというご質問だったと思うんですが、それについては他町村との比べ方がないので、そこは余り答えられないかなというところではございます。

あと徴収関係については、滞納整理事務執行計画・滞納整理マニュアルというものがございまして、これに基づいて滞納整理を進めているところでございます。

あと研修等につきましては、宮城県のほうで主催しております研修に参加しており

まして、実際個別の徴収につきましてはT. O. T. Oという組織、北県税事務所を中心に富谷市・大和・大衡・大郷、この徴収の職員が一堂に会しまして共同で徴収事務を実施しているところでございます。臨戸徴収も、このチームでそれぞれの案件について一緒に活動しているところでございます。

以上でございます。

委員長（千坂博行君）

槻田雅之委員。

槻田雅之委員

滞納額に関しましては、了解いたしました。もう少しというところでございますので、なお一層の努力を求めたいと思います。

教育関係なんですけれども、あとは県の研修に参加しているということでございます。以前、平成30年以前ですかね、宮城県の地方税徴収対策室に派遣していた時期があったと思います。その後、女性の方を最後に派遣はしていないという状況でございますが、当時県への派遣をやめた理由としまして、メリット・デメリットの比較とあと徴収ノウハウが町内にも蓄積しつつあるというのを聞いたかと思います。この件は、人事の派遣と町長の提言もありますので、副町長にお答えいただきたいんですけども、今後県への職員派遣の考え及び庁舎内でそのような考えがあるのかどうか、お聞かせいただければなと思います。

委員長（千坂博行君）

副町長浅野喜高君。

副町長（浅野喜高君）

それでは、槻田委員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

人事に関することについては、お答えは私からはできませんが、ただ機構への派遣につきましてはこれまでも平成21年から27年までですか、派遣を4名ほど行っております。町といたしましては、これまで派遣された職員の培った能力を生かして、今の滞納整理の事務もスムーズに行っているものかなというふうに思っています。

ただ、県との人事交流あるいは派遣につきましては、やはり町としても必要なことだと思っております。行ってきた職員はかなり勉強にもなりますし、町といたしまし

でも非常に効果が上がるというふうに認識しております。職員の全体的な配置の関係もありますので、なかなかすぐに機構への派遣というのも難しいかとは思いますが、機会があればぜひ派遣したいと町長も言っておりますので、その辺につきましては本日槻田委員から質問のあったことにつきましては、町長のほうにもしっかりとお伝えをしていきたいというふうに思っておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

委員長（千坂博行君）

槻田雅之委員。

槻田雅之委員

徴収のノウハウというのは、個人のもものとせず課内で共有していただきたい、当たり前のことですが。ただ、どうしても職員というのは何年かに1回異動があります。また、徴収についても当時というか、古いやり方というと言い方悪いですけども徴収の仕方、例えば徴収する時間とかあとは天気、あとは日にちですか平日・休日、それも徴収者によっていろいろ大変きめ細かい対応が必要なのではないかなと思っております。

また、県に職員派遣しますと、徴収依頼件数は多分増えているかと思いました。あと最新の徴収方法も学べますし、今の時代に合った徴収方法の習得の関係等学べるのではないかなと思っております。

あともう1つ、何年か前ですが再雇用で徴収専門官を配置いたしておりました。今後未納の徴収額を減らすために、県への職員派遣及び課内として専門官の設置について、今県への派遣は答弁お聞きしましたので、今後課内での専門官というか、徴収専門官の設置についてどのようにお考えなのか、あればお聞かせください。これも多分、副町長のほうに答弁をお願いしたいと思えます。

委員長（千坂博行君）

浅野喜高君。

副町長（浅野喜高君）

それでは、槻田委員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今徴収専門官というお話が出たんですが、以前「室」ができる前は徴収専門官を置いて、専門に滞納整理をやっていただいております。その後必要性を見まして、税務課の中に専門の「室」をつくって徴収すべきということになりましたので、現在「室」をつくってやっていますので、「専門官」という職名でなく「室長」という職名で、そこに部下を置いて徴収するというので、ただ今税務課では徴収対策室のみならず、税務課の職員も一緒に徴収に当たっている状況でございます。

徴収は非常に大切なものですから、人材育成は今後も進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長（千坂博行君）

ほかにありませんか。2番児玉金兵衛委員。

児玉金兵衛委員

私も、固定資産税のことについて1つ尋ねたいと思います。

最近マスコミ紙面をにぎわしている、いわゆる「空家対策特別措置法」ですね。特定空き家が軽減税率対象から除外される措置、一義的には資産活用を促す政策だと思うんですけども、どうしてもそれができずに課税になってしまう場合もある。今動いている措置法が、我が町の税収にどのように影響するのか。その影響とか、それから税務課の対応・取組、何かお考えがあればお聞かせください。

委員長（千坂博行君）

税務課長小野政則君。

税務課長（小野政則君）

児玉委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず空き家対策につきましては、3月の頭でしたか閣議決定したということで、若干制度が変わってきます。まだ法律は決まっていないわけなんですけれども、特定空き家というふうに協議会で認定された場合、それに対していろいろ指導や勧告を行うわけなんですけど、そういったものに従わない場合、住宅用地の特例というものを建物の床面積の10倍までが住宅用地の特例ということで、3分の1軽減になります。そのうち、200平米が6分の1の軽減を受けるという特例でございますが、これが外れるということになりますので、土地の固定資産税が面積にもよりますけれども、大体6倍

ぐらいになるのかなと思っております。

ただ、空き家対策につきましては、法の趣旨からいきますと税収を上げるためのものではなくて、適正な管理をしていただきたいという内容でございますので、確かに固定資産税のほうの税収は上がってくるかなと思いますが、ただしそこに住んでいる人ではない方に課税がされておるということになりますので、所有者の方には税負担がかかってくるということになると思います。その件で、徴収率が少し下がる可能性もあるのかなと、今のところはそのように思っております。

以上でございます。

委員長（千坂博行君）

児玉金兵衛委員。

児玉金兵衛委員

例えば、具体的に今後それを審査する場合は、いわゆる固定資産評価審査委員会で審査するということでしょうか。それから、もしそれで課税が上がったり徴収が下がったりとかというのは、節で言うところら辺に表れてくるものなんでしょうか。

委員長（千坂博行君）

小野政則君。

税務課長（小野政則君）

審査をする委員会につきましては、固定資産評価審査委員会ではなく、空き家対策のほうの協議会ということになってきます。今のところ都市建設課が所管ですが、4月からは町民生活課が所管となるところでございます。

あと、未納ということで影響が出てくる科目ということにつきましては、説明書の14ページの1款2項の固定資産税、現年で未納となれば現年課税の分の収納率が下がって来ると。それが過年度に続けば、2節の滞納繰越の収納額に影響が及んでくるということになります。

以上でございます。

児玉金兵衛委員

理解しました。終わります。

委員長（千坂博行君）

ほかにございませんか。

ほかはないようですから、これで税務課、会計課、議会事務局の所管する予算についての質疑を終わりにします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。再開は、3月16日の午後1時30分とします。

大変お疲れさまでした。

この後のことについて、事務局次長から説明させます。

事務局次長兼議事庶務係長（相澤敏晴君）

この後、午前11時15分より各常任委員会協議会の開催となります。会場につきましては、総務常任委員会が第1委員会室、社会文教常任委員会が第2委員会室、産業建設常任委員会が第3委員会室となります。

事務局からの連絡は以上でございます。

お疲れさまでございました。

午前11時04分 散会